



宮崎県人権啓発シンボルマーク

お互いの「人権」を認め合い
大切にする心を育てていくために

じんとさんの風 vol.3



CONTENTS

- 1 えせ同和行為を排除しましょう!!
- 2 正しい採用選考のお願い
- 3 平成19年度人権啓発活動プラン
- 5 人権啓発に取り組むモデル企業
- 8 センターだより
- 9 TO YOUR HEART
- 10 インフォメーション

宮崎県
人権啓発センター
だより

vol.3

えせ同和行為を排除しましょう!!

えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる
不当な要求や不法な行為などです。

今日みられるえせ同和行為の多くは、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」など、あたかも同和問題に関する差別解消運動の一環であるかのようにみせかけて、高額な図書等の購入を高圧的に迫ったり、寄付金や協力金等を一方的に要求するものです。

このため、えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっており、これまでに行われてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

同和問題の解決のためには、このようなえせ同和行為の横行を断固排除する必要があり、その手口や内容などを知った上で、き然とした態度で対処することが重要です。

「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成20年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。
(調査対象期間：平成19年1月～12月、回答事業所数1,082事業所 回答率：36.1%)

①「同和問題を口実に不当、不法な要求を受けたことがある」と回答した事業所数等

- 事業所数 144事業所(被害率13.3%)
- 要求件数 231件(1事業所平均1.6件)

② 要求の種類

- ①図書等物品購入 71.0%
- ②寄付金・賛助金・協力金の強要 18.2%
- ③下請への参入 3.9%

③ 要求の手口

- ①執拗に電話をかけてくる 28.7%
- ②同和問題を知っているかと脅す 27.4%
- ③大声で威嚇する 11.3%

④ 要求の口実

- ①同和問題の知識(認識・研修)不足 32.7%
- ②単なる言いがかり、無理難題 26.9%
- ③口実は特になかった 13.5%

⑤ 要求に応じた事業所数等

- 事業所数 13事業所(応諾率 9.0%)
- 応諾件数 15件(1事業所平均 1.2件)

⑥ 要求に応じなかったときの相手の反応

- ①引き下がった 69.6%
- ②要求等の内容や態様を変えてきた 15.6%
- ③迷惑電話などのいやがらせ行為を続けた 5.2%

※相手からの不当な要求に対しては、き然とした態度で断ることが大切です。

そうすれば、「相手が引き下がり、その後は何もしてこなかった」という意見が多く寄せられています。

■様々な人権問題に関心を持ちましょう

県のアンケートでは、定期的には人権問題の職場研修を実施している事業所は、「えせ同和行為」にき然として対処し、被害を受けていません。えせ同和行為を排除するためにも、同和問題をはじめとした、各種の人権問題に日頃から関心を持ち、正しい理解を持つように努めましょう。

県では、えせ同和行為の対応マニュアル(対応に当たっての心得等)を配付しています。必要な方は、県庁人権同和対策課(☎0985-26-7067)まで御連絡ください。また、県庁ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/dowa/ese>

正しい採用選考のお願い

正しい採用選考とは？

正しい採用選考とは、ひとことでは「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。「就職」は、社会生活を営むうえでも、自己実現を図るうえでも、人生に大きな影響を与えます。そして、企業にとっても、優れた人材を獲得することは成長・繁栄に不可欠なはず。偏見や先入観、慣習で採用選考がされていないか、以下のポイントを再確認してみてください。

正しい採用選考のために

●採用基準は

「女性だから能力がない」「定時制だから能力がない」「障がい者では仕事ができない」と決めつけていませんか？条件に合う人が誰でも応募できるようになっているか確認しましょう。

【チェックポイント】

- ①雇用条件・採用基準は、あらかじめ決めてありますか。
- ②性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていないか。

●必要のない情報は出させてはいけません

たとえば「本籍地」「家族構成」「親の職業」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはず。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。

【チェックポイント】

- ①統一応募用紙や厚生労働省が定めたもの、JIS規格の履歴書用紙以外の用紙を使っていませんか。
- ②住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしてはいけません。
- ③「なんとなく」で、不必要な健康診断をしていませんか。

●面接では

事前に質問内容の打合せを十分に行いましょう。本人の適性と能力に関係のない質問や、逸脱・興味本位の質問をしないように心がけましょう。

【チェックポイント】

- ①面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- ②質問内容は、習慣や伝統にとらわれず、十分な検討がなされていますか。
- ③面接担当者は適切ですか。（面接技術、観察力、偏見がない、感情に左右されない など）

●公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために、現在多くの企業のみなさまに公正採用選考人権啓発推進員の選任をいただいています。まだ選任されていない事業主のみなさま、この機会に選任をよろしくお願いします。

■お問い合わせ

宮崎県商工観光労働部労働政策課

TEL.0985-26-7105 FAX.0985-32-3887

平成19年度人権啓発活動プラン

(人権教育・啓発に関する民間団体ノウハウ活用事業)

宮崎県人権啓発推進協議会では、「人権教育・啓発に関する民間団体ノウハウ活用事業」を実施し、人権啓発活動プランを募集しました。

この事業は、民間団体や県民の皆さんが主役となり、人権啓発へ主体的・自主的に取り組んでいただくことを期待するものです。

今年度は、16件の応募があり、厳正な審査の結果、6件を宮崎県人権啓発推進協議会から実施を委託する人権啓発活動プランとして選定しました。

実施していただいた人権啓発活動を紹介します。

●実施した団体名

宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター教育実践教育研究部門

●実施した人権啓発活動

名 称 いじめ対応に関する講演会

期日・場所 平成20年2月9日(土) 宮崎大学教育文化学部講義棟

- おもな内容**
- いじめに関する絵本展のための学習会
いじめに関する絵本の分析、展示のあり方の検討、
いじめに関する本の内容の検討。
開催場所：宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センターほか、20回の開催。
 - いじめに関する講演会
「サイバーいじめにどう対応するか」
講師：(奈良教育大学准教授)小柳和喜雄さん

参加者数 440名



●実施した団体名

SIESTA (シエスタ)

●実施した人権啓発活動

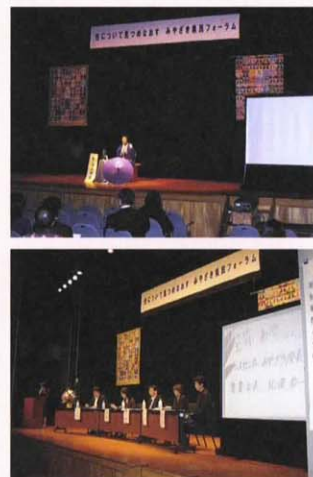
名 称 性について見つめ直すみやざき県民フォーラム

～私の周りにおける性別と性的指向への偏見・差別、人権侵害等の現状と課題を考える～

期日・場所 平成19年12月8日(土) 宮崎県立芸術劇場2階 イベントホール

- おもな内容**
- オープニングアクト
諸県方言語り部・竹原由紀子さんによる語りのタペ
 - 第1部 基調講演
「自分らしい性を生きる ～性の多様性を考える中から～」
講師：上川あやさん(東京都世田谷区議会議員)
 - 第2部 パネルディスカッション
「ともに生き、誰もが安心して暮らせる社会を創るために今私たちにできることは？」
コーディネーター：元野広慈(SIESTA会長)
パネラー：上川あやさん(東京都世田谷区議会議員)
北波恭一郎さん(メンズセンターみやざき座長)
後藤幾子さん(NPO法人チャイルドラインみやざき代表理事)
YUUKI(地元性的少数派自助・支援グループ「Supple」代表)

参加者数 37名



●実施した団体名

みやざき人権教育・啓発推進ネットワーク協議会「ひむか」設立検討会

●実施した人権啓発活動

名 称 宮崎県内の人権に関する活動に取り組む団体等を紹介する冊子の作成

- おもな内容**
- 県内の人権にかかわる分野で活動しているNPO団体等を広く県民に紹介することと、団体間のネットワークづくりのきっかけになることを目的とする冊子。
 - 作成部数 1,000部
 - 3月中に県内の行政機関等を通じて配布

●実施した団体名

チャイルドライン夢メッセージ展実行委員会

●実施した人権啓発活動

名 称 子ども人権フェスタ
チャイルドライン夢メッセージ展inみやざき

期日・場所 平成20年1月12日(土)～14日(月)
イオンモール宮崎 イオンホール

おもな内容 ●チャイルドライン夢メッセージ展inみやざき
有名、著名人が子どもたちへメッセージを書いた絵馬117点を展示
●トークショー「少年法って子どもの味方!」
弁護士 兒玉博信さんとキャスター 榎木田朱美さんのトークショー
●子どもたちと楽しいイベント
腹話術と手品、アイリッシュハーブの演奏、フォルクローレコンサート、
人形劇、シンセサイザーの演奏

参加者数 805名



●実施した団体名

特定非営利活動法人宮崎文化本舗

●実施した人権啓発活動

名 称 映画「ブラインドサイト」上映会と講演会
～どんな困難にも負けない、人生はチャレンジだ～

期日・場所 平成19年10月13日(土) 宮崎キネマ館

おもな内容 ●映画「ブラインドサイト」の上映
●島袋 勉さん(「義足のランナー」著者)の講演会

参加者数 89名



●実施した団体名

街を楽しむ仲間たち実行委員会

●実施した人権啓発活動

名 称 みんなでアイヌ文化を体験しよう!
～佐々木のおじちゃんとあそぼう♪～

期日・場所 展示:平成19年8月31日(金)～9月9日(日)
体験:平成19年9月8日(土)・9日(日)
大丸センターモール、モール広場

おもな内容 ●アイヌ文化とその現在に関するパネルや衣装、道具等の展示
●アイヌの歌や踊り、アイヌ語、文様の切り紙、着物の試着等の体験
●アイヌ刺繍、伝統楽器「ムックリ」の演奏、いたどりの笛作り等の実演
●刺繍作品、衣装、道具などの展示
●作品や衣装の説明、アイヌの現状や活動の様子などについての講話
講師:苫小牧うぼぼ 代表 佐々木義春さん、佐々木富子さん

参加者数 1,000名



人権啓発に取り組む

モデル企業

～平成19年度人権啓発推進企業・団体の活動内容～

宮崎県人権啓発推進協議会では、人権啓発を推進する企業・団体等を積極的に支援するとともに、県内の企業・団体等において、職員のみなさんの人権尊重の意識を高め、人権・同和問題の解決に取り組んでいただくことを目的に、企業・団体内人権啓発推進事業を展開しています。

この事業は、平成7年度から行い、現在までに64の企業・団体に取り組んでいただきました。平成19年度のモデル企業の方々から、次のような感想をいただいています。

- 職場内で人権について話し合う機会が増え、人権について見つめなおす機会となった。
- 自社内の現状の把握と研修の見直しができた。社内の活性化に向け、一步踏み出す事ができた。
- 人権について職員一人ひとりの意識が高まり、提供するサービスの向上につながった。
- 当施設が人権尊重を重視していることが利用者や、利用者の家族、地域の方々に伝わり、施設のイメージ向上につながった。
- 人権についての研修を受けることの大切さを感じた。
- 今後も、人権を身近に感じながら、人権啓発活動に取り組んでいきたい。

平成19年度は、

社会福祉法人 巴会

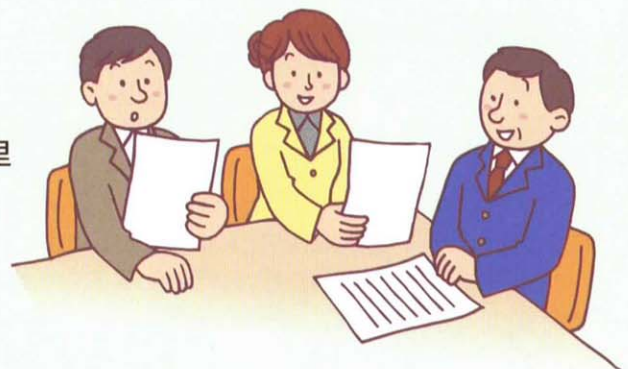
社会福祉法人 三星会特別養護老人ホーム三納の里

有限会社 ふれあい福祉サービス

株式会社 昭和

に取り組んでいただきました。

その活動の概要等を紹介します。



社会福祉法人 巴会

私たち巴会人権啓発推進委員は、当法人内の人権問題について、身近なところから自分たちでできる啓発活動を推進することで地域での情報発信に努めてまいりました。

今年度は、『広げよう！ 小さなやさしさ すてきな笑顔』を年間標語として掲げ、横断幕やのぼり旗の作製、毎朝の唱和を行い、一人ひとりの意識付けを図りました。この活動は、全職員から標語を募ることで参画意識の向上を図り、内外に活動の輪を広げることを目的としました。

本年度の具体的な活動としては、「宮崎刑務所の視察見学」、「人権啓発指導者研修等への参加」、「外部から講師を招いた巴会職員研修の実施」、「各施設の取組として行った人権啓発ビデオの映写会や講師を招いての勉強会」等を行ってきました。

人権啓発活動を通じて、人権尊重の行き着く先は、『相手を思いやる心、笑顔、優しい気持ち』であると感じました。

巴会は、今後とも全職員で人権を大切にしながら、地域からより一層信頼される法人づくりに努めてまいりたいと考えています。



- 所在地／宮崎市山崎町浜川6番地
- 創立／昭和52年6月
- 職員数／200名
- 事業内容／障がい者・高齢者福祉サービス全般、保育事業

社会福祉法人 三星会 特別養護老人ホーム 三納の里

福祉施設のように「人」を対象とするサービス業では「人間を大切に」という理念が大切です。なかでも特養では高齢者の尊厳を核に、どなたに対しても差別無く声かけやふれあいがなされなければなりません。

そのためには職員が共通した人権への認識を抱くことが必須の条件になります。

そこで平成18年度、19年度と2年連続で人権啓発推進企業の指定を進んで受けました。

初年度は人権の横断幕や人権幟それぞれに人権ハッピー等を用意し啓発活動を行い人権学習のムード作りを行いました。

一方人権活動の先進地の視察やそれによる研修会、さらに講演会や福祉施設における人権活動についての事例研究会等を実施してきました。そして指定期間最後の講演会として、同じく高齢者施設の経営者として活動中の吉村照代氏に「ボケても心は生きている」のテーマで心にしみる講演を聞かせていただきました。

この2年間の取組効果としてあげられることは、人権問題は他山の石でなく身の回りにいっぱいあり、それに気づく感性ができてつあることと同僚同士の相愛と人権尊重こそ明るく楽しい職場作りに必要なことに目覚めつつあることです。



感動した講演会

横断幕と人権幟



- 所在地／西都市大字平郡字菰田598番地1
- 創立／昭和16年7月
- 職員数／64名
- 事業内容／高齢者の介護福祉サービス

有限会社 ふれあい福祉サービス

有限会社ふれあい福祉サービスでは、平成19年度人権啓発推進企業の指定を受け、人権啓発活動に取り組んでまいりました。活動当初はどういった活動を行えば人権啓発に繋がるのか迷った点多くありましたが、まずは高齢者福祉サービスに携わる当法人として、「高齢者の方々の人権について考える」ことを活動の中心として取り組みました。

社内活動としては、月1回開催しております勉強会において『人権とは』という話し合いから始め、年間を通じての人権標語として『助け合い 支え合う心が 笑顔の源』を掲げ、人権啓発ビデオ上映、アンケートの実施、広報誌への標語の掲載等を行ってまいりました。この他にも研修会への参加をはじめ、人権啓発職の設置、啓発グッズの配布などを行うことを通して、法人内の人権意識は確実に高まり、提供する高齢者福祉サービスの向上に繋がっていると感じております。

私たちは今後とも人権啓発活動を継続し、地域の皆様からよりいっそう信頼され、喜んでいただける施設づくりに努めて参りたいと考えております。



- 所在地/宮崎市高岡町高浜827番地
- 創立/昭和13年10月
- 職員数/22名
- 事業内容/通所介護事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業

株式会社 昭和

株式会社 昭和では、平成19年度企業・団体内人権啓発推進事業の指定を受け、1年間啓発活動に取り組んできました。我が社では以前より、社内のコミュニケーション不足から生じる人間関係の問題などさまざまな問題がありました。そこで、「おもしろい、助け合い、みんなで築く明るい職場」を人権啓発スローガンとし、よりよい人間関係をつくるための技能教育として、社内研修を実施いたしました。

具体的には、社内の意識調査アンケート、毎朝の朝礼でのコーチング研修、人権啓発ビデオや資料を活用した社員全員参加の人権啓発研修、社外から専門家を招いてのコーチング研修やリーダー研修等を実施いたしました。

研修実施後には、「様々な人のいろいろな話が聞けて良かった。」「コミュニケーションも良好になった。」という意見が数多く出されました。日ごとに参加者も増え、ほぼ社員全員が自主的に参加し、自主勉強会も開かれるようになりました。この人権啓発活動を今後も継続し、さらに活性化した、人間関係も良好な理想の職場づくりに精進したいと考えています。そして地域社会から期待されるような職場を創ってまいります。



- 所在地/延岡市大武町39-17
- 創立/昭和21年4月
- 職員数/58名
- 事業内容/機械部品製造業、機械切削部品製作、精密板金部品製作

センターだより



●家族が入院し、1か月お世話になった。

その折、気になったのは、病院スタッフの患者に対する言葉使いである。親しみを込めてではあろうが、例えば「〇〇さん どんげね、ごはんたべたねー？」などと子どもに接する時のような言い方である。

人によっては、不快感を持つだろう。

慇懃無礼ということもありますが、丁寧に親しみを込めた会話を、日常生活でも心掛けたいものです。

(人権啓発専門員 I)

◎人権相談専用の電話を開設しました。

人権問題についてのご相談は、下記の電話番号へおかけください。

電話番号：0985-26-0238

新着図書のご紹介

図書ライブラリーの新着図書の中からご紹介します。

おしゃべり目玉の貫太郎 著者：鈴木公子

夫、鈴木貫太郎さん、74歳。47歳のときに全身の運動機能を失い声も出なくなった。ロケットイン症候群、「壁の中に閉じこめられた状態」という意味の病名…。

妻、鈴木公子さん、70歳。夫が自分の力で意志を伝える方法を懸命に探した。そして今、貫太郎さんはとてもおしゃべりらしい。でもどうやって会話するんだろう？目玉でしゃべる夫と妻の涙と笑いの物語。

<講談社>



ハンセン病とともに 心の壁を超える 熊本日日新聞社編

らい予防法廃止から10年がすぎ、熊本地裁での国家賠償請求訴訟の原告勝訴からも5年がすぎた。ハンセン病に対する社会の理解は広まったかにみえる。しかし、熊本のホテルで元患者たちが宿泊を拒否された事件に見られるように、偏見と差別はいまだに根深い。

そうした中、差別に苦しみながらも希望をもって「生きなおい」の道をさぐる人たちと、それを支える人々の姿を丹念に追った記録。

<岩波書店>



おっちょこちょいにつけるクスリ 編著：高山恵子 (ADHDなど発達障害のある子の本当の支援)

著者の高山恵子さんは、子どものころから、片付けや集中することなどが苦手だった。ずっと「生きづらさ」を感じながら大人になった。そして大学院生の時にアメリカで初めて知った。「自分にはADHD(注意欠陥多動性障害)という障がいがあったんだ!」

ADHDなど発達障害のある子をどう支援すればよいのか?などが、本人たちや家族、医師のことばを交えてわかりやすく書かれてある。

<ぶどう社>



ぞうくんのあめふりさんぽ(絵本) さく・え：なかのひろたか

ぞうくんとかばくんとわにくんとかめくんはとてもなかよし。きょうもあめのなかをいっしょにさんぽします。おいけのみずのなかだってへいきでさんぽします。ところが、おととと…。なにがおきるのかな?

はれのひのさんぽのおはなし「ぞうくんのさんぽ」もおもしろいよ。
(読んであげるなら 3才から。自分で読むなら 小学校初級むき)

<福音館>



TO YOUR HEART

「心にしみる、ちょっといい話」



「気をつけて帰らないねえ。」

「ばあちゃんが、いよいよ、いかんごつある。」
ちょうど2年前の3月、母からの電話でした。

93歳の祖母は、年明けに体調を崩し、かかりつけのお医者さんに、入院を勧められたものの、それを拒み、自宅で療養をしていました。母によると、声をかけても意識がないときがあり、こちらが誰だか分からないことも多い、というのです。

わたしは、次の日、いそいで実家に帰りました。ベッドで横になっている祖母に話しかけると、「おう、〇〇（わたしの名前）かあ。今日はどうかしたっか？」と答えます。わたしは、少し安心しました。

「うん、ちょっとこっちで仕事があったから、寄ったとよ。」
それから、しばらく話をしました。家族のこと、わたしが幼かったころのこと……。元気はないようですが、いつもと同じ会話です。

「気をつけて帰らないねえ。」
話の終わりに、祖母はいいました。

「また、来るかいねえ。」
わたしは、流れそうになる涙をこらえて答えました。自分の体調はあまり良くないにもかかわらず、わたしの帰りの事故を心配している……。わたしは、帰る途中で何度も車を止め、涙を拭きました。

そしてそれが、わたしが祖母と交わした最後の言葉になりました。

先日、用事があり実家に帰りました。わたしは用事を済ませ、自宅に戻ろうと車に乗り込みました。すると、また、あのときと同じことばが聞こえてきたのです。

「気をつけて帰らないねえ。」

同じリズム、同じイントネーションで……。

母からのことばでした。

わたしは大きな愛に包まれていました。



宮崎県人権啓発センター団体情報登録制度について

宮崎県人権啓発センターでは、県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度を始めます。

団体情報登録のメリット

- ・研修室を利用できます（定員30名・無料）。
- ・みなさまの団体の会報や情報の提供コーナーをセンターに設けます。
- ・団体ごとのメールボックスを使用できます。
- ・センターの印刷機を無料で利用することができます（但し、利用者が用紙を持参してください。）。
- ・ご希望により、センターのホームページなどでみなさまの活動を紹介します。
- ・各種啓発事業や研修会等の案内をお届けします。
- ・センターの情報誌「じんけんの風」など、情報を随時お届けします。
- ・ご希望により、みなさまのチラシ等を関係機関等へ配付します。
- ・交流会を開催するなど、団体相互の交流を支援します。

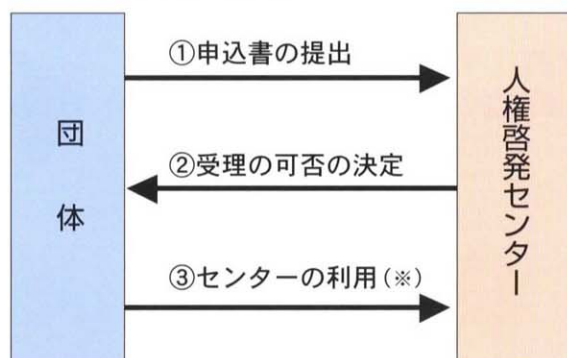
登録の対象

- ・県内において人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループ（但し、営利的、政治的、宗教的な活動を目的とする団体は、除きます。）

登録の対象

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

団体情報登録のフロー図



(※)センター利用の具体例

- ・研修室の利用
 - ・情報の提供コーナーの利用
 - ・メールボックスの利用
 - ・印刷機の利用
 - ・センターHP等で活動の紹介
 - ・各種啓発事業・研修会等の案内
 - ・情報誌、啓発資料の送付
 - ・チラシ等の配付
 - ・交流会の開催
- など

●お問い合わせ等●

宮崎県人権啓発センター (宮崎県人権同和対策課)

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階 TEL 0985-32-4469 / FAX 0985-32-4454
E-mail jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp ホームページ <http://www.m-jinken.jp/>

宮崎県人権啓発センターのご案内

①研修会の実施

- ・人権啓発指導者研修
- ・地域人権セミナー
- ・企業人権セミナー

②研修会への講師の紹介び派遣

- ・企業や民間団体等の研修会へ職員の派遣、外部講師の紹介

③人権に関する作品募集

- ・小、中、高校生から人権に関する作文や図画、ポスターを募集

④人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

⑤マスメディアによる啓発

- ・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報

⑥夏休みふれあい映画祭の開催

- ・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催

⑦ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介

⑧人権啓発ビデオ等の貸し出し

- ・ビデオテープや図書、機材等を無料で貸し出し

⑨人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。

⑩県民人権講座や子ども人権ビデオ上映会の開催

- ・研修視察等、随時、団体受付を行っています。

■ 図書・ビデオ等の貸出について

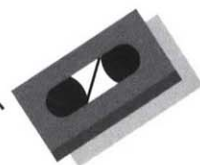
貸し出しの際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。
登録の手続については、センターにお尋ね下さい。

◆貸出冊数及び貸出期間

- | | | |
|-------|------------|------------|
| ① 図書 | 貸出冊数：3冊以内 | 貸出期間：14日以内 |
| ② ビデオ | 貸出本数：3本以内 | 貸出期間：14日以内 |
| ③ 機材 | 貸出期間：14日以内 | |
- (機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申し込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



編集後記

3月になりました。花粉の舞う季節の始まりです。花粉症の方には、1年で一番辛い季節かもしれません。

かくいう私も、花粉症で、症状自体は軽い方なのですが、鼻水、くしゃみ、目のかゆみなどがあると、生活全般において、集中力やモチベーションも下がり気味になってしまいます。

というわけで、今年は、数年ぶりに予防に取り組みました。効果のほどは、まだわかりませんが、次の「じんけんの風」第4号を発行する頃には、結果が出ていると思います。

それでは、また、お会いしましょう。



宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁8号館6階 (宮崎県人権同和对策課内)
TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>